

## 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案要旨

本法律案は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するため、国等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約(環境配慮契約)の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、環境配慮契約の推進に当たっての責務

国等の責務として、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める。

### 二、環境配慮契約の推進に関する基本方針の策定

国は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針を策定しなければならない。基本方針の策定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮する。基本方針は閣議決定し、公表する。

### 三、省エネルギー改修(ESCO)事業に係る国庫債務負担行為

省エネルギー改修(ESCO)事業に係る国庫債務負担行為による支出年限については、財政法の規定によらず、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

### 四、地方公共団体及び地方独立行政法人における環境配慮契約の推進

地方公共団体等は、地域の自然的社会的条件に応じて、当該地方公共団体等における環境配慮契約の推進に関する方針を作成し、必要な措置を講ずるよう努める。

### 五、公正な競争の確保等

環境配慮契約の推進に当たっては、国等は、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、エネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保する。

### 六、総合評価落札方式の検討等

国及び独立行政法人等が締結する電気供給契約について、電気事業者の価格と温室効果ガス等の排出の程度を示す係数(排出係数)を総合評価して落札者を決定する方式(総合評価落札方式)等に関する検討等を行うとともに、当分の間、入札に必要な資格として排出係数等を定めた上で、価格に基づき落札者を決定する方式(裾切り方式)によるものとする。

### 七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。